

## ■ 研究発表論文

# 白川村荻町における茅屋根葺き替えの現状と保存に関する考察

A Study on the State and Preservation of Rethatching in Ogimachi, Shirakawa Village

内海 美佳\* 羽生 冬佳\*\* 黒田 乃生\*\*

Mika UCHIUMI Fuyuka HANYU Nobu KURODA

**Abstract :** This casestudy aims to give an insight into how rethatching should be conducted in the preservation of traditionally thatched houses. The field chosen is Ogimachi, Shirakawa Village where the traditional framework, 'Yui' has been long put into practice to preserve such houses. For the purpose of comprehending transition of rethatching in the framework of preservation, hearing is conducted upon those who engage in the rethatching and some house owners who have in effect recently had the rethatching organised. 'Yui' is as much maintained as practiced there in Shirakawa Village in the very fashion where there are the three organisers of rethatching one of whom the owner of the house is to choose accordingly. Not only that 'a thing', thatched roof is preserved, but also that the framework of preservation is revised or developed to be effective in handing down the culture of thatching is hoped.

**Keywords:** thatched roof, rethatching, reciprocal help, cultural property

キーワード：茅葺き屋根、葺き替え、相互扶助、文化財

## 1. 背景と目的

茅葺き家屋はその減少に伴って、保存対象としても注目を浴びるようになり、文化財保護法の重要文化財への指定や重要伝統的建造物群保存地区（以下重伝建）への選定がなされている。現存する茅葺き家屋の文化財への指定等が進む中、それらを維持していくために、茅葺き家屋の長期的保全を考える場合の地域的基盤の重要性や、茅葺きを構築する一連のシステムに目を向けることの必要性が指摘されてきている<sup>①, ②</sup>。茅に限らず文化財に使われる植物性資材の安定的な確保、それに関わる技能者の育成を目指そうという動きが近年見られるようになってきた<sup>③</sup>。

文化財保護の枠組みの中では、茅屋根の保護を中心にはモノそのものの保護、それに付随して資材の確保や技能者の育成などの取組みが行われている。一方、茅屋根葺きは「会津茅手」「芸州屋根屋」などの出稼ぎの形態をとった職人集団など一部の例を除いて、一般的には共同的な作業として伝承されてきたものである<sup>④, ⑤</sup>。重要文化財などの厳密な設計管理のもとに屋根葺き替えを含む修理を行なうのではなく、ファサード保存などの緩やかな守り方を特徴とする伝統的建造物群保存地区制度では、実際の保存活動における様々な主体の関わり方の可能性を期待することができる。また、本来的な「地域社会」による屋根葺き替えが立ち行かなくなつた現状において、特徴的な事例の研究を通して今後の屋根葺き替えへの参加主体の可能性を検討することは重要であると考えられる。

既往研究において、特定の地区における葺き替えの方法や、存続のための新たな手法の紹介はあるものの<sup>⑥, ⑦</sup>、文化財保護という視点から、保存の枠組みの中で屋根葺き替えがどのように行われているか把握した研究はない。本研究では、重伝建など、保存という枠組みの中での茅葺きに関わる伝統文化の現状と変化を把握し、今後の茅葺き家屋の保存における屋根葺き替えのあり方について考察することを目的とする。

## 2. 研究の対象地と方法

### (1) 研究の対象地

本研究の対象地として、まず、保存の枠組みの下での屋根葺き替えの現状を把握するために、重伝建の5地区及び比較対象として柏崎市荻ノ島を選定した。さらに、多様な手法が見られる白川村荻町を中心に、現状と屋根葺き替えの主体、方法を把握する。比較対象である柏崎市荻ノ島は、非重伝建地区ながら屋根葺き替えに補助金が出るなど、活発な保存活動が行われているため選択した。

白川村荻町における屋根葺き替えは、1960年代までは、相互扶助システム「結い」によってのみ行われていた。平成以降は、業者委託や相互扶助の新しい形が始まった。1970年代に飲食店や土産物屋にするために荻町に移築された合掌造り家屋が、平成に入ってから葺き替えの時期を迎えたことがこの一因である。営利目的の合掌家屋は「結い」で葺き替えるべきではない、という考え方から、このような移築合掌家屋が業者委託によって屋根を葺き替えたことがきっかけとなっている。

一方、保存の枠組みとしては、1971年に「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」が結成され、1976年に重伝建に選定された。白川村荻町重要伝統的建造物群保存地区補助金（以下、伝建補助金）の交付は、国、県、村からで、その比率は、国：65%，県：10%，村：25%となっている。主屋の茅屋根葺き替えへの伝建補助費は、葺き替えに係る総額の90%となり、専用住宅として使用されている家屋に限っては、純粋に景観保全への寄与とみなされ、財團法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団から、残りの10%のうちの半分に補助金が交付される。

白川村荻町では、「観光地化」という地域の動きと文化財保護の枠組みによって、主体の多様化など新しい動きが見られる。今後も増加が予想される重伝建地区において、地域の共同作業であった屋根葺き替えの新しい形について事例を検討することは、今後の茅葺き家屋の屋根葺き替えの主体の多様な展開にとって有用で

\*特定非営利活動法人 茅ヶ岳歴史文化研究所 \*\*筑波大学大学院人間総合科学研究所

あると考える。

## (2) 方法

本研究では以下の 2 点より、茅屋根葺き替えの現状と実際の変化を把握する。

①白川村荻町及び茅葺き家屋集落 5 地区の関係者へのアンケート及びヒヤリング調査<sup>8)</sup>によって屋根葺き替えの現状を把握する。ここでは文化財保護の枠組みの中で、屋根葺き替えの現状にどのような傾向が見られるのかを大まかに把握する。

②白川村荻町の合掌家屋保存の関係者 7 名<sup>9)</sup>、及び 2001 年以降に屋根葺き替えを行った家 13 軒に対するヒヤリング調査<sup>10)</sup>によって、白川村荻町における屋根葺き替えの実際の変化を把握する。特徴的な事例について詳細に把握し、多様化の要因を考察する。

以上の 2 点から、屋根葺き替えの主体と、方法の新しい展開についての可能性を考察することを目的とする。

### 3. 茅葺き家屋の保存における「屋根葺き替え」の位置づけ

#### (1) 茅葺き家屋保存の現状

白川村荻町を含む重伝建の茅葺き家屋集落 5 地区と非重伝建 1 地区を対象として、「屋根葺き替え」についての現状を、自治体担当者や保存会会長を対象としたアンケート及びヒヤリング調査によって把握した。一連の茅葺き家屋保存のサイクルにおける屋根葺き替えの位置づけを把握するために、「育成・入手」、「保管」、「屋根葺き替え」に関して質問をし、各地区の現状をまとめると、表-1 のようになる。

表-1 茅葺き家屋集落 6 地区 伝統文化「茅葺き」の現状

重伝建選定年	茅葺き家屋棟数	葺き替え件数/年	育成・入手		保管		屋根葺き替え					
			地区内		外部		地区内			外部		
			個人力 カヤバ	買い付け	新規造成 力 カヤバ (自治体など)	買い付け	個人	自治体管理の保管庫	施主・親戚	職人	相互扶助システム	相互扶助 新しいシステム
白川村荻町 (白川郷)	1976	59棟	4~5	※	※	※	○	※	○	○	○	○
下郷町大内宿	1981	37棟	4~5	※	○			○	○	○	○	○
南砺市相倉	1994	20棟	4~5	※		※	○	○	○	○		
南砺市菅沼	1994	9棟	2~3	※		※	○	○	○	○		
美山町北	1993	30棟	4	※			○	○	○	○		
柏崎市荻ノ島	非伝建	13棟	1~2		○			○	○	○		○

「育成・入手」及び「保管」については、地区ごとの特性はあまり見られない。「育成・入手」は「個人カヤバ・共有カヤバ」及び「その他(自治体新規造成カヤバなど)」に該当する地区がいくつかあるが、占める割合はそれぞれ僅かであり、ほとんどが地区内及び外部の「買い付け」で賄われている。「保管」については、全地区が「自治体管理の保管庫」となっている。それに対し、「屋根葺き替え」は職人委託だけでなく、相互扶助システムを維持している地区もあり、多様化していることが分かる。

#### (2) 茅屋根葺き替えの現状と変化

各比較対象地区における屋根葺き替えの現状と変化は次の通りである。

##### ①白川村荻町(岐阜県)

現在は、「結い」も形を変えて残っているものの、それに加えて、業者委託や相互扶助の新しい形での葺き替え方法もある。業者委託による葺き替えが、荻町で盛んに行われるようになったのは平成に入ってからの、ここ 15 年前後のことである。その理由として、1972~1976 年に白川の合掌家屋が世間で話題となり、それを受けて富山など、村外から営利目的で使用するために合掌家屋が移築されることが多かった、ということが挙げられる。時期的に、それらの合掌家屋の葺き替え時期がここ 15 年の間に来てい

て、営利目的の合掌家屋は「結い」で葺き替えるべきではないという考えがもともと白川にはあったため、それらの施主は業者委託を選択することが多いからである。

##### ②下郷町大内宿(福島県)

大内宿は 1981 年に重伝建に選定された宿場町である。街道沿いに建ち並ぶ茅葺き家屋の屋根葺き替えは、施主・親戚、相互扶助システム、地区内職人で葺き替えが行われていたが、約 25 年前にその中に若手有志による「結いの会」が加わった。葺き替えには、補修の「サシ茅」と、屋根全体の茅を下ろして葺き替える「丸葺き」がある。一年に 4~5 棟の葺き替えが行われ、補助金交付は 1m<sup>2</sup>に対する基準が決められていて、例えばトタンを外して丸葺きをする場合、茅代金のみで 90~100 万円の交付がある。

会津にはもともと「会津茅手」という職人集団がいたことからも明らかなように、専門職人が存在していた。宿場町、「会津茅手」の存在からは、地区内の職人への委託は伝統的な流れであると捉えることができる。しかし、こうした職人集団の衰退によって、新たな主体が生まれたと考えられる。

##### ③南砺市相倉・菅沼(富山県)

相倉と菅沼は 1994 年に重伝建に選定された山村集落である。白川村荻町と共に世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」に登録されている。屋根葺き替えは、施主・親戚と相互扶助システムで行っていたが、1955 年以後、徐々に賃金制が導入されてきていた。そこで、1970 年の国の史跡指定を境にして、相倉と菅沼の五箇山地区での葺き替えは全て、五箇山森林組合によって行われることとなった。相倉では年間 4~5 棟、菅沼では年間 2~3 棟の葺き替えが片面ずつ行われている。補助金は相倉で約 2 千万円、菅沼で約 1 千万円が毎年交付されている。

この 2 集落では、「史跡指定」によって主体が大きく変化した。同じ文化財という枠組みの中で史跡指定されることで、地域の持つ「相互扶助」の繋がりが衰退するきっかけとなったとも言える。

##### ④美山町北(京都府)

美山町北は 1993 年に重伝建に選定された山村集落である。由良川上流部の河岸段丘地に建ち並ぶ茅葺き家屋の屋根葺き替えは、施主・親戚、地区内職人、相互扶助システムで行われていたが、最近は地区内職人によりほとんどが葺かれている。葺き替えに係る経費のうち、上限を 500 万円として、8 割以内が交付される。

美山では、2000 年から保存団体から発展した「有限会社かやぶきの里」によって観光施設が運営され、利益も配分されるというシステムを採用していることはよく知られており、地域が主体となって様々な取組みを進めている。こうした動きを背景に、屋根葺きに関しても、1985 年頃から地元大工の企業組合が本格的に茅葺き業に着手し、委託するシステムを採用している。相互扶助に代わって地区内で金銭的な解決をはかるという方法が採用されていると考えられる。

##### ⑤非重伝建地区柏崎市荻ノ島(新潟県)

豪雪地帯として知られる柏崎市高柳町にある荻ノ島地区は、集落中央の水田を囲むように環状に茅葺き家屋が並ぶ、環状集落である。屋根葺き替えは、施主・親戚、相互扶助システム、地区内職人で行われていたが、約 30 年前から、葺き替えは地区内及び地区外の職人によって行われ、施主はほとんど関わらないようになっているという。荻ノ島は非重伝建地区だが、葺き替えに際して県・市から補助金があり、現在、補修費用の自己負担は 10~20% 程度で済んでいるといふ。

以前はどの茅葺き家屋集落でも、職人の存在の有無に関わらず、屋根葺き替えの作業時には相互扶助システムを中心に、地域住民が参加していた。現在は、職人に完全委託している相倉・菅沼、美山町北、荻ノ島と、職人を手伝う形で、施主・親戚、相互扶助システムなどの地域住民や、相互扶助システムの新しい形が参加

している白川村荻町、大内宿に大別できる。

前者に関しては、いずれも山村地域にある農村集落であり、非重伝建地区の荻ノ島では外部の職人への委託も行われていることからも、重伝建地区内の職人が存在する背景には文化財保護の制度が相倉・菅沼においては直接的に、美山においては間接的に影響していると言える。

また、後者に関しては、大内宿は職能の歴史的背景と宿場町という集落特性が前者とは異なる現状の要因となっていると考えられる。

以上のことから、山村地域にある農村である白川村荻町に、職人のみで葺き替えが行われる場合や、相互扶助システムを中心に葺き替えられる場合など、そのバリエーションが複数あるというのは特徴的な事例だと言える。次章以降で白川村荻町の屋根葺き替え参加主体の多様化の現状と問題点を明らかにし、その要因を考察する。

#### 4. 茅屋根葺き替えの現状と変化

##### (1) 茅屋根葺き替えの参加主体

白川村荻町における、現在の屋根葺き替えの参加主体には、施主・親戚や近隣住民などの「地域住民」、合掌家屋居住者で組織される「合掌家屋保存組合」、白川村荻町内の葺き替え専門業者「有限会社 かや屋根技術舎」がある。

##### ①地域住民

白川村内に 200 棟近くの合掌造り家屋があった 1960 年代までは<sup>11)</sup>、施主・親戚、そして住民による相互扶助システム「結い」によって屋根葺き替え作業は支えられていた。施主は、葺き替えを行うことが決定すると、結いへの参加を依頼するために声掛けを行った。屋根の規模によって、自分の所属する組、隣の組、と声掛けの範囲を広げていき、最大規模の家の場合、荻町全 7 組に加えて他集落にも声掛けをすることがあった。葺き替え時には、100 人を超す地域住民が集まつた<sup>12)</sup>。

後述のように、「結い」がイベント的に変化した 1990 年前後以後でも、合掌家屋居住者以外に関しては同じ組、近隣の組からの参加があり、また合掌に居住している住民に関しては遠い組からも参加している。

##### ②合掌家屋保存組合

白川村の合掌家屋居住者が全戸加入している合掌家屋保存組合は 1969 年に設立された。設立時は、茅類母子講や結いなど、茅に関する伝統文化が衰退していた時期であり、茅確保など、その伝統文化を補完することが当初の目的であった。その後、足場材・丸太材・角材などの繰り返し使用するものの調達、茅の単価決定、茅保管庫の管理なども事業内容に加わった（後述の「白川郷 かや屋根技術舎」設立後は茅確保は行わなくなった）。現在は、村外から戻ってきた 20~30 歳代の住民への葺き替え技術講習会など、技術伝承を主要な目的とした事業を行っている。教育委員会による毎年の葺き替え家屋候補を選定する際には、前組合長 T.W. 氏が在任時から助言を求められていて現在も継続されている。

##### ③有限会社 白川郷かや屋根技術舎

2003 年に、当時村内工務店に勤務していた和田茂氏が、茅葺き専門業者として独立、「有限会社 白川郷かや屋根技術舎」を設立した。現在、職人は専業のみで 4 名（内、20 歳代の若手が 2 名）、必要な時は村内の兼業の職人 3~4 名が加わるという。伝建補助事業内の屋根葺き替えは、現在は全てこの「白川郷 かや屋根技術舎」に村が委託している。葺き替えが行われる時は、その家の親戚の多少・経済状況・意向、などを基に話し合いをし、葺き替え方法を決定する。後述するように、葺き替え方法によって「結い」及び「現代結い」では下準備と仕上げなどを請け負い、

委託では全ての作業を請け負う、というように関わり方は異なるものの、地区内の屋根葺き替えには全て関わりを持っている。

##### ④その他

ボランティアとして、地区外の人が「結い」に参加する場合がある。葺き替えをする家屋が民宿の場合、その常連客に声掛けをするなどして、参加者を集める。その他、財団法人ナショナルトラストに要請があった場合、会員向けにボランティアの募集がある場合もある。

##### (2) 茅屋根葺き替えの方法の変化

現在、大別すると、白川村荻町における葺き替えの方法は「結い」、「現代結い」、「業者委託」があることが分かる。3 つの方法の参加主体、及びそれぞれの実施年代、必要日数をまとめると、表-2 のようになる。

表-2 白川村荻町 屋根葺き替え参加者の変化

名称	実施年代	参加者	必要日数
結い	~1990年前後	地域住民(施主・親戚・地区の人)	1日
	1990年前後~	地域住民(施主・親戚・地区の人・中学生) ・白川郷かや屋根技術舎※・その他	1日+前後数日間
現代結い	1995年頃~	施主・合掌家屋保存組合組合員 ・白川郷かや屋根技術舎※	5日~1週間
業者委託	1990年頃~	有限会社 白川郷かや屋根技術舎※	1週間~10日

※2003年までは地区内工務店

##### ①結い

白川村荻町における屋根葺き替え時に伝統的に行われている相互扶助システムである。結いは賃金の介在しない、労働の貸し借りのことである。「結い」を頼む範囲は、その家屋の規模による。頼まれた家は、1 軒につき 1 人の労働力を出す。基本的には屋根に上がる男性を出すが、男性が都合のつかない場合、女性が出て食事の世話などをする。葺き替えに来てもらった家は、来てくれた人全員を台帳に付け、逆に相手の家が屋根の葺き替えをする場合には、必ず「結い返し」として、労働のお返しをしに行かなければならない。

葺き替えには 100 名を超す人が集まり、その日 1 日をかけて葺き上げる。日が暮れる頃には葺き替えは完了し、その後は施主によって供される宴会がある。休憩時間のお茶やお菓子、昼食、そして宴会の料理やお酒は、親戚や同組の女性陣によって用意され、供された。このような形の伝統的な結いは 1980 年代後半頃まで行われた。その頃、葺き替え技術の低下や労働者災害補償保険の問題、非合掌家屋居住者の増加による相互扶助の崩壊、などにより伝統的な結いで葺き替えを行うことが困難になり、その後は、大勢の人が集まるイベント的要素が増している。大勢が集まって 1 日で葺くことが全てではなく、その前の下準備や仕上げは、また別の日に業者によって行われる。丸 1 日で葺き上げていた時代も、大勢の人が集まるということでイベント的要素はあったものの、1 日で葺き上げなくてはならないということで気持ちに余裕がなかったが、現在は下準備がされている状態で集まり、終わりのノルマもないため、よりイベント的要素が強くなっているという。

##### ②現代結い

1995 年頃に、合掌家屋保存組合によって「現代結い」が提唱された。「現代結い」とは、「結い」に比べて長い期間（5 日~1 週間）をかけて葺き上げる方法である。具体的には、合掌家屋保存組合の組合員に組ごとに来てもらって、葺く方法である。近年、「結い」での葺き替えが敬遠される理由として、「合掌家屋に住む人が減ってきたので、『結い』が労働の貸し借りではなく、一方的な奉仕になってしまふから頼みづらい」というのがよく挙げられるが、その点を考え、合掌家屋に住む人全員で葺き替える「現代結い」が正当な「結い」である、というのが合掌家屋保存組合

の考え方である。しかし、「現代結い」においても、下準備と仕上げは業者が行い、また葺き替えの期間中も作業に加わっている。また、この「現代結い」では伝統的な「結い」に伴う飲食の提供などは廃止する方針で、あくまでも屋根葺き替えのみをするというところにも特徴がある。

### ③業者委託

全てを業者で行う方法である。先述の「有限会社 白川郷かや屋根技術舎」が設立される以前は、地区内の工務店が請け負っていた。

以上をまとめると、屋根葺き替えは参加主体の多様化にともなって、その方法も、「結い」、「現代結い」、「業者委託」、さらにはそれらの組合せ、と多様化していることが明らかになった。全ての葺き替え方法に業者の職人が欠かせないが、施主の希望や地区内の年間の葺き替え数などにより、参加主体や必要日数の違う3種類の葺き替え方から方法が決められ、作業が行われていることが分かった。

葺き替え方法の決定の流れをまず説明する。伝建補助金は、毎年約5000万円が交付されている。一年に一度、教育委員会が、葺き替え時期を迎える家屋を選別し、その一覧を元に、前合掌家屋保存組合長T.W.氏が助言者となり、それぞれの家屋の屋根の状態を視察する。視察を受けた家屋は優先順位が付けられ、上位から5~6棟が葺き替え候補に挙がる。その後文化庁からの視察があり、最終的に葺き替え家屋が決定する。決定してからは、合掌家屋保存組合によって決められている茅単価を元に予算を算出し、葺き替えの方法を決める。葺き替えの方法を最終的に決定するのは施主である。

### (3)茅屋根葺き替えの現状

「結い」、「現代結い」、「業者委託」それぞれの方法が、現在白川村荻町でどれくらい行われているかを把握するために、2001年度以降に葺き替えを行った家屋全件について、ヒヤリング調査を行った。その結果が表-3である。

表-3 屋根葺き替えの現状

	結い	現代結い	業者委託
別年度	3	0	4
同年度	2	6	8
計	5	6	12

※2001年度以降対象 単位:件

※屋根片面を1件とする

葺き替えを行った家は13軒あり、屋根片面を1件とすると23件の葺き替えが行われた。両面の葺き替えを同年度に行った家と別年度に行った家があるので、それらは分けて表したが、「結い」で葺き替えを行った家は、別年度／同年度に関わらず、もう片面は「業者委託」で葺いている。理由としては、「(地域の中での人と人との)繋がりが薄れないために」結いで葺き替えたものの、「両面『結い』は気がひける」などが挙げられる。これは一見矛盾しているようでもあるが、教育委員会などからの依頼もあって「結い」を採用するといった例も見られた。つまり、弱まっている「地域の人の結びつき」を繋ぎとめるために「結い」が行われていると見ることもできる。

「現代結い」は6件あるが、これらは全て両面ともに「現代結い」で葺き替えた家なので、実際は3軒の家でしか行われていない。数が少ない理由として、まだ地区内において「現代結い」の存在や内容が認識されていないというのと、「宴会を開かないように」という通達があるから」というのが挙げられる。ヒヤリングの中でも、酒を供することが出来ないのは嫌だ、という意見が多く聞かれた。「業者委託」が多く選択されている理由としては、

1週間~10日間くらいかけて葺き上げるため「仕事が丁寧だから」というのが一番多く挙げられたが、その他に、補助金の存在が大きいと考えられる。「結い」が無償の労働交換であるのに対し、葺き替えの費用が数値として明確になる業者委託では補助金が得られやすいというメリットがある。

以上のことから、全ての家の葺き替えで、何らかの形で業者は関わっているものの、地域の繋がりが薄れないようにするため、という理由から、白川村荻町の中で「結い」が形を変えて存続していることが明らかになった。

## 5. 結論

全国の茅葺き家屋集落への調査結果からは、文化財保護制度、補助金制度などによって茅葺き屋根自体は守られているものの、多くの地域はその作業が業者任せになっていることが分かった。しかし、白川村荻町では、「観光地化」という地域の動きと文化財保護の枠組みによって、屋根葺き替えへの参加主体が「結い」、「現代結い」、「業者委託」と多様化していることが明らかになった。茅葺き屋根という「モノ」のみを保存するのではなく、葺き替え時の相互扶助システムなど、茅葺きに関わる伝統文化を継承していくために、白川村荻町のように、屋根葺き替え時の参加主体のバリエーションを複数作るなどして、施主が条件に応じて選択できるようにする、というのは一つの方法として考えられる。今回調査をした、保存の枠組みのある地区において業者委託が多いのは、その文化財保護や補助金制度の存在が要因となっているとも考えられるので、茅葺き屋根という「モノ」のみを保存するのではなく、それに関わる文化の継承に対しても有効となるよう、制度の改正や発展が望まれる。

## 補注及び引用文献

- 1) 合田昭二・有本信昭編(2004):白川郷—世界遺産の持続的保全への道—:ナカニシヤ出版, p 84
- 2) 和田尚子・鈴木雅和・横張真(2007):五箇山相倉集落における茅葺き屋根維持システムに関する研究:ランドスケープ研究70(5), 689-694
- 3) 文化庁:ふるさと文化財の森システム推進事業:文化庁ホームページ〈<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hozon/system.html>〉, 2007. 5. 1更新, 2007. 9. 1参照
- 4) 菅野康二(2000):茅葺の文化と伝統:歴史春秋社, 35-241
- 5) 新建築学大系編集委員会(1999):新建築学大系:彰国社, 297-298
- 6) 田中麻里(2000):茅葺き民家の維持管理と再生システム—京都府美山町の事例—:群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・体育・生活科学編, 283-298
- 7) 前田直之・後藤春彦・佐久間康富(2001):交流観光による茅葺き民家集落保全の住民意識から見る課題と展望—新潟県刈羽郡高柳町荻ノ島集落を事例にして—:都市計画論文集36, 361-366
- 8) 対象者:大内宿保存会会長, 南砺市教育委員会文化課担当者, 美山町北地区保存会会長, 柏崎市高柳町事務所地域振興課担当者  
2006年7月20日~8月7日実施。送付したアンケート用紙回収後, 電話にてヒヤリング調査。
- 9) 白川村教育委員会文化財担当者, 白川村役場産業課課長, (財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団文化財専門設計監理技師, 白川郷荻町集落の自然環境を守る会会長, 合掌家屋保存組合前組合長, 有限会社白川郷かや屋根技術舎社長, 白川郷案内の会員
- 10) 調査期間は, 2006年8月24日~27日及び同年10月27日, 28日, 30日。  
ヒヤリング対象家屋を選定するにあたり, 村教育委員会提供の「伝建補助事業費」資料を参考にした。最近数年間のうち, 「主屋(年間を通して利用されている)の屋根葺き替え(片面, もしくは両面の総葺き替え)を実施した」家10~15軒を選出した結果, 2001年度以降に事業実施をした23件(片面1件計算。対象家屋は13軒)をヒヤリング調査の対象とすることとした。なお, 2001年度以降に葺き替えを行い, 且つ前述条件を満たしている家は, その13軒が全てである。ヒヤリング対象家屋13軒の内訳は, 専用住宅3軒, 公開施設2軒, 民宿5軒, 飲食店3軒, となっている。
- 11) 白川村史編さん委員会編(1998):新編 白川村史 中:白川村, 810
- 12) 白川村史編さん委員会編(1998):新編 白川村史 中:白川村, 319-359